

アンチ・ドーピング規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第2版 2018年3月23日

<文管 3-01>

(世界アンチ・ドーピング規程)

- 第1条. 公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）は公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という）がドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「WADA 規程」という）及び日本アンチ・ドーピング規程（以下、「JADA 規程」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担っている。
2. WADA 規程に基づき、本協会は以下の役割及び責任等を担うものとする。
- (1) 本協会のアンチ・ドーピング規範及び規則が WADA 規程及び JADA 規程に準拠すること。
 - (2) JADA の運営上の決定及び活動を妨げず、また、協力すること。
 - (3) 国際競技連盟（WCBS, UMB, WPA, IBSF, ACBC, APBU, ACBS 等）と協力すること。
 - (4) WADA 規程又は JADA 規程に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - (5) WADA 規程又は JADA 規程に違反した加盟団体又はその下部組織に対し、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - (6) アンチ・ドーピング教育を推進し、加盟団体に対しても JADA と協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めること。
 - (7) 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。

(アンチ・ドーピング規程の適用)

- 第2条. 本規程は以下に対して適用される。
- (1) 本協会及び本協会の加盟団体（その下部組織を含む）
 - (2) CS 会員登録競技者
 - (3) 競技者支援要員
 - (4) 本協会の権限下にあるその他の人
2. アンチ・ドーピング規則違反又は本規程のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

(義務)

- 第3条. CS 会員登録競技者は、以下の義務を負うものとする。
- (1) 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、WADA 規程、JADA 規程、本規程並びにアンチ・ドーピング機関、当協会及び国際競技連盟の政策及び規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 検体採取にいつでも応じること。
 - (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任

をもつこと

- (4) 医療従業者に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA 規程に従って採択されたアンチ・ドーピングの規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
2. 当協会に通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてアジア競技大会、アジア室内競技大会他の国際競技大会に参加するための条件として、大会の開催日の1年前から、要求された検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を JADA に対し定期的に提出すること。
3. 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。
 - (1) 自らに又は支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、WADA 規程、JADA 規程、本規程並びにアンチ・ドーピング機関、当協会及び国際競技連盟の政策及び規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
 - (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。
 - (4) 正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと

(検査)

- 第4条. 当協会は、WADA 規程及び JADA 規程に従い、アンチ・ドーピング機関 (JADA を含む。) が行う検査の分析結果を承認する。

(本規程違反)

- 第5条. アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
2. 競技者、競技者支援要員、その他の人又は加盟団体が本規程に基づく本協会に対する義務に違反することは、本規程に違反する。

(アンチ・ドーピング規則違反の承認)

- 第6条. 本協会は、全てのドーピング防止機関による、人がアンチ・ドーピング規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定が WADA 規程及び JADA 規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

(本協会が課す制裁措置)

- 第7条. アンチ・ドーピング規則違反を行ったと認定された人は、本協会理事会の決定により、WADA 規程及び JADA 規程違反の重さに従って、日本代表選手団又はその選考の資格、本協会からの交付金、助成金及び補助金の

交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、本協会で役職に就く資格を失う。

2. 制裁措置の期間は、WADA 規程及び JADA 規程の各第 10 条及び第 11 条に従って決定される。
3. 本協会は、違反が 1 回目か 2 回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

(規律手続)

第 8 条. アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、WADA 規程及び JADA 規程に従って判断され、WADA 規程及び JADA 規程の条項に従って認定され、WADA 規程及び JADA 規程の条項に従って不服申立てがなされるものとする。

(通知)

第 9 条. 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会
- (2) WADA 規程第 14.1 条及び JADA 規程第 14.3 条に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 関係する加盟団体
- (4) 関係する国際競技連盟
- (5) 本協会が通知を必要と考えるその他の人又は組織

(不服申立て)

第 10 条. 不服申立てについては、JADA 規程第 13 条の規程に従うものとする。

(アンチ・ドーピング規則違反の審査)

第 11 条. アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りが CAS、日本スポーツ仲裁機構又はアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、本協会はアンチ・ドーピング規則違反及びそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第 9 条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

(解釈)

第 12 条. 本規程において使用された語は、WADA 規程及び JADA 規程並びに国際基準に従い解釈されるものとする。WADA 規程及び JADA 規程並びに国際基準は、本規程の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、WADA

規程及び JADA 規程並びに国際基準が自動的に適用され、本規程に優先するものとする。

(改廃)

第 13 条. 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

(その他)

第 14 条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

